

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和元年度第2回相模原市子どものいじめに関する審議会				
事務局 (担当課)		学校教育課 電話042-704-8916(直通)				
開催日時		令和元年10月29日(火) 10時30分~12時00分				
開催場所		相模原市役所 第2別館5階 教育委員会室				
出席者	委員	11人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	6人(学校教育課長他5人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		<p>議題</p> <p>1 答申書(案)いじめ防止等に関する施策の実施状況の検証について</p> <p>2 情報提供 (1)平成30年度「児童・生徒の問題行動等調査」相模原市の結果について (2)11月のいじめ防止強化月間の取組について</p> <p>3 その他</p>				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 答申書(案)いじめ防止等に関する施策の実施状況の検証について

教育委員会からの諮問事項に答申する内容について、事務局から前回の審議会での意見をまとめた答申書(案)を提示し、説明を行った。

○教員の心ない発言や指導がいじめにつながったとされた事例を聞いたことがある。このことについても盛り込んでほしい。

○教員がきめ細かな対応をすること、いじめへの意識を高めること、児童生徒に寄り添い、思いや行動を読み取るということは提言に盛り込まれている。

○そのような趣旨は、提言からは読み取れない。教員が自分の指導について振り返るという自省についての文言を盛り込んでほしい。

これらについては、答申書(案)の3ページの提言に記載されている「教職員がいじめの定義を共有し、いじめの積極的な認知により迅速かつ適切な対応を組織的に行うことを徹底する」という部分に当てはまる。何を持っていじめとするのかという理解の中に、自省や児童生徒との関わりという意味合いも含まれると考えている。

○答申書(案)2ページの各委員から出された主な意見の中に、「児童生徒のおかれている環境等様々な背景を考慮し」とあるが、いじめの生まれる環境においては、児童生徒が所属する学級等集団の影響が大きいと思われる。集団の在り方について明確にすべきだと思う。

○学級を始め、集団が継続されるといわゆる「カースト制度」ができあがってしまう。そのような見えない差別意識に対して、行政は踏み込めないものなのか。教員の意識を深めるというよりも、学級内の見えない序列のようなものを感知できる目線というような表現は可能か。

学級集団の在り方という点で、担任教諭等による、いじめを生まない空気、環境学級づくりは非常に重要である。そのような意味で集団の在り方について、言及することは可能である。

○ぜひとも「学級」という言葉を盛り込んでほしい。

○先ほど、教員の自省という言葉が出たが、学校現場としてはどうなのか。

○学校現場では、教員は自省の気持ちを常に持ち合わせていると認識している。

○学校としては、児童生徒に対する感覚について、常に磨きをかけていかないといけない。様々な研修の機会をすでに得ているが、これを今後も継続していきたい。

○答申書(案)2ページの各委員から出された主な意見の中に記載されている「児

童生徒のおかれている環境等様々な背景」は読み手によって、成育歴、家庭環境と読み取ってしまう。学校の教員による関わり方や自省という意味とは読みにくい。読み手によって捉え方が変わる表現は避け、教員の関わり方について、分かりやすく記述していただきたい。

○一般的に行政の言葉はもどかしく感じる。市民感覚に沿う言葉選びをしてほしい。「学級づくり」や「児童生徒の人間関係」といった言葉を盛り込んでほしい。

○教員の持っている人権感覚によって、児童生徒への接し方は全く違ってくると思う。相模原市の学校では、いじめの発見のきっかけとして、教員に相談しているという実績が非常に多いというデータがある。このことはさらに表に出していくべきである。また、人権教育の位置付けを提言の中で行っていくべきだと思う。

○「児童生徒が主体的に地域社会の中で行動していけるように」という文言があるが、例えば、児童会活動や生徒会活動、学級活動等を通じて、自ら問題を発見し、問題を解決するなど、具体性を前面に出していくと良いと思う。

○人権教育の根底には「人を人として扱うこと」「お互いの人格を尊重し合う感覚」というものがある。ぜひとも「人権」という言葉は入れてほしい。人権やいじめの問題について、昨今の消費型社会において、お互いが協力し合う感覚が薄れてしまっている。学校では児童生徒が互いに協力し、自ら課題を乗り越える力を育ててほしい。

○学校生活は、児童生徒にとって、学校行事等を通じて、様々な課題を協力しながら解決することなどを社会に出る前に経験する、非常に大事な時期だと思う。いじめを続ける児童生徒は社会に出ても序列の上にとがり、反対にいじめられてきた児童生徒は、いじめを傍観していた周囲の人間や教員などに対する記憶から、不特定多数の人間に様々な怒りを抱え、人間関係が健全に築けないまま成長してしまう。その中で、いじめを克服した児童生徒は、社会に出ても、その乗り越えた経験を生かし、成長することができるのではないかと思う。学齢期に人権に対する感覚を身につけてほしいと思う。

○度々この審議会でも、外国人児童生徒などのマイノリティがいじめの対象になりやすく、それに対する配慮が必要であるという議論が上がっていたが、そのマイノリティをいじめの対象にする児童生徒に対しての支援も図られるべきであり、そのような議論がなされるべきだと思う。

○「人権教育とは隣の人を大事にすることだ」という言葉がある。誰が隣に来て受け入れることができれば、人権教育の狙いは達成される。LGBTや外国人への差別意識というのは、作られてきた差別意識だと思う。子どもたちがそのような人たちを素直に受け入れている場面を見たことがある。そのことに気付かせる教育から新しいものが生まれてくると思う。人権教育という言葉に敬遠する人

もいるというが、それは教育を「しつけ」と捉えているからだと思う。お互いに討論することができれば良いのではと思う。

○答申書(案)4ページの提言に記載されている「いじめ」は学校内で起こったいじめを想定しているように思われるが、学校外におけるLINEやSNSによるいじめにより、いじめられた児童生徒が学校での居場所を失っているという実態もあると思う。そのような匿名性のあるいじめについて、保護者や地域も含めて共通理解を図ることも、いじめの未然防止にとっては非常に重要であると思う。

○欧米諸国など、多民族国家の国民は人権感覚を持たないと生きていけないが、日本はそのような要素が少なく、日本語を使用することや黒い髪の色が標準的とされることが多い。多様な人間が周りにいない中で、「多様性を認めましょう。」と言われても、頭では分かっているが感覚的に難しい部分はある。だからこそ、多様性を受け入れ、お互いを認め合う感覚を養うことが重要である。

○この審議会の目的は、いじめ防止に関して実効的な施策がなされているかどうかを審議することであると思う。目の前の事案を解決することも大切であるが、それではもぐらたたきのようなものである。将来的にこのような課題を解決できる社会を作るという視点が必要である。そのような意味でも、児童生徒の自主的な能力を育てる活動の在り方が重要になってくる。その中では人権教育は一つの大きなポイントになってくる。いじめられる児童生徒へのアプローチも重要だが、いじめる児童生徒に対しても、周囲からの呼びかけや家庭環境へのアプローチという視点を持ちながら、施策を打ち出していくことが重要であると思う。

○児童生徒が自らアンテナを張り、自ら解決をしていくという、市民性教育、または人権教育の展望がなければ、効果が生まれにくいのではないかと思う。

○集団を成熟させるという意味で、学校では、クラス替えや、担任教諭が変わるという実態があるが、児童生徒の成長を継続的に見るという目線が必要となる。児童支援専任の配置は、遠巻きながら継続的な視点を体現したものと言える。

○音楽発表会や体育祭などの学校行事の実施方法についても、その年の児童生徒の状況を加味した、児童生徒の自主性が反映されると良いと思う。

○答申書(案)に「各委員から出された主な意見」とあるが、「各委員」ではなく、「審議会」ではないか。

検討する。

○児童生徒が自ら「いじめは恥ずかしい。」と思うような感覚を持てるよう、学校では教員たちによって活動がなされ、教育委員会はそれをサポートするということが分かるような文言で作成してほしい。

○答申の在り方として、市と学校がいじめの施策の検証を踏まえ、具体的にどうしたら良いかを示す内容にすべきである。

議論の中で発言のあった「人権」「自省」「多様性」「児童生徒の将来性に関する視点」を踏まえた上で、市や学校はどうしていくのかという形にまとめていきたいと思う。

○教員の自省という部分については、反省を求めるものではなく、更なる検証を求めるという意味を重視してほしい。

2 情報提供

(1) 平成30年度「児童・生徒の問題行動等調査」相模原市の結果について

事務局より、平成30年度「児童・生徒の問題行動等調査」相模原市の結果及び分析結果について、説明を行った。本市では、いじめの発見のきっかけにおける「本人からの訴え」の割合が全国67都道府県指定都市の中で最も高く、「学級担任による発見」の割合についても4番目に高い。また、この2つを合わせると全体の50%を超えるが、これは2年連続のことである。このことについては、日頃から教員が児童生徒との関係作りを行い、些細な変化を見逃さずに捉えている成果であるという説明を行った。

○いじめられていることを教員に言えないという児童生徒が多い中で、言えば受け止めてくれるという学級づくりをしているということは誇って良いと思う。

○説明のあった成果については、答申書(案)に記載できないものかと思う。また、いじめの大半は解決済みということだが、解決していないいじめの中に重篤なものが含まれていた場合、外部との連携が必要になる。いじめの中には軽度なものから、被害者が死を考えるような重篤なものまであると考えられるため、市はこれを詳細に把握し、外部との連携を徹底してほしい。

○報告書の3ページ目に「保護者の観察を行い」という記載があるが、これは「保護者による観察」ということか。

そのとおりである。表現については改めたい。

○小学校におけるいじめの認知件数の増加について、1年生は96件増、2年生は67件増ということだが、それ以外の学年についてはどうか。

3年生は29件増、4年生は21件増、5年生は10件減、6年生は41件増となっている。ちなみに中学校については、1年生は110件減、2年生は6件増、3年生は15件減となっている。

○不登校児童生徒の数を事前にホームページで調べたところ、平成29年度のデータでは、小学校で252人、中学校で830人であった。高学年になるにつれて、自己解決力も高まるが、より過酷な状況に身を置いていることが推察される。小学校のいじめの認知件数1,400件とのことだが、平均すると1クラスに1件いじめがあるが、それを認知していることが分かり、積極的な認知が図られていること

は評価できる。

(2) 11月のいじめ防止強化月間の取組について

事務局から、11月のいじめ防止強化月間の取組として、小・中学校と地域が連携した取組等の推進、児童生徒向け並びに保護者向けリーフレットの配付、いじめ防止キャンペーンの実施について報告した。

また、11月2日(土)にいじめ防止フォーラムを実施することについて説明した。○リーフレットについては、日本語のみとのことだが、今後、多言語での配付を検討する必要があるのではないかと感じた。

検討する。

3 事務局からの事務連絡について

事務局から、答申書(案)については、本審議会での意見を踏まえ、事務局でまとめた後、各委員確認及び事務局での修正の上、最終的に令和2年1月15日の教育委員会で答申として報告する予定であることを説明した。

次回の審議会は、令和2年2月上旬を予定しており、詳細な日程については、後日調整することを説明した。

相模原市子どものいじめに関する審議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	高橋 勝	横浜国立大学名誉教授	会 長	出席
2	岡田 守弘	東京医療学院大学保健医療学部リハビリテーション学科教授	副会長	出席
3	金子 ひとみ	相模原市立小中学校 P T A 連絡協議会 会計		出席
4	梅村 邦子	相模原市スポーツ少年団常任委員		出席
5	關山 長成	相模原人権擁護委員		出席
6	大木 恵	相模原市自治会連合会理事		出席
7	高橋 正浩	市民公募		出席
8	浅井 紀子	市民公募		出席
9	丹 清	児童養護施設中心子どもの家所長		出席
10	畠山 康彦	市立川尻小学校長		出席
11	山口 則夫	市立共和中学校長		出席